

資格確認書・資格情報のお知らせ

資格確認書・資格情報のお知らせは被保険者資格を確認する書類で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされていない場合は資格確認書、されている場合は資格情報のお知らせが発行されます。医療機関（薬局）にかかるとき（注1）にマイナ保険証又は資格確認書を窓口に提示すると受診することができます（注2）。大切に取り扱い、紛失しないようにしてください。

（注1） 国内の医療機関（薬局）であれば使用できます。

（注2） 資格情報のお知らせのみでは受診できません。資格情報のお知らせとマイナンバーカードをあわせて提示することで、医療機関がマイナ保険証に対応していない場合やシステムのエラーなどで利用できない場合でも保険診療を受けることができます。

このようなことにご注意ください

- 1 資格確認書・資格情報のお知らせの交付を受けたときは、記載されている内容を確認し大切に保管してください。
- 2 職場の健康保険に加入するなどで被保険者の資格がなくなったときは、川西市の健康保険は使用せず、直ちに川西市役所に届け出てください。
- 3 記載事項に変更があったときは、14日以内に保険証又は資格確認書を添えて届け出てください。
- 4 有効期限を経過した保険証・資格確認書は使用することができないため、速やかに処分してください。
- 5 特別な事情がないのに保険税を滞納した場合、特別療養費の支給対象となる場合があります。
- 6 不正に使用したものは、刑法により懲役の処分を受けることがあります。
- 7 裏面の臓器提供意思表示欄について、臓器提供の意思がある人は署名してください。
- 8 氏名表記について、性同一性障害で通称名の記載を希望する人は、国民健康保険課まで連絡をお願いします。